

令和 6 年度第 2 回岐阜市環境審議会 会議録

(●…委員の意見 ⇒…事務局の回答)

<審議事項(1) ごみ処理有料化制度について>

●資料 1-2 の 1-(2) のグラフは、0 から始まるグラフにした方がよいと思う。両軸に数字が記載されているのでよく見れば分かるが、グラフの棒だけ見ると、平成 27 年から令和 7 年にかけて数値が半減しているようにも見えるため、誤解を受けるような表現は避けた方がよいと思う。

⇒資料については検討する。

●資料 1-3 の 40 頁「(9)家庭系ごみ処理手数料の試算額」について、家庭系ごみ処理有料化による手数料収入として、約 5.7 億円見込んでいますと記載されているが、手数料や発注にかかる経費などが含まれると思う。実際の純利益はどのくらいと試算されているか。

⇒試算はしているが、不確定な要素が多いことから資料には落とし込めていない状況。もう少し具体的にできればお話しできるかと思う。

●資料 1-2 の 5 「(1)周知及び啓発活動」について、過去のアンケートを拝見し、市民の方々のごみ減量への意識が高いことがよく分かった。しかし、2021 年の OECD 加盟国の中でのごみのリサイクル率ランキングで、日本はまだ圏外。まだまだやれることがある中で、1 人 1 人の意識を変えることが最もごみ減量に繋がると思う。

「広報ぎふや市ホームページ、SNS の活用」と記載があるが、先日、岐阜市に移住された方とお話したところ、広報ぎふの存在を 2 年間知らなかったと言われる方がいた。自治会加入率も下がっており、情報を目にする機会をもっと増やしていかないと周知啓発にならないかなと思った。LINE はプッシュ型で非常に便利だが、登録者数が約 2 万 9 千人でまだまだというところで、他に何か周知啓発されていく予定があるかを教えてほしい。

⇒行政の事業のため、色々なことに予算等の制約があり、現状で決まっていないことをお話しするのは難しい状況だが、委員のご意見はもっともで、記載以外の方法、例えば、全戸世帯に対するチラシの配布なども検討していく必要があるかと思う。

●資料 1-1 の「2 ごみ処理有料化の検討スケジュール」について、令和 7 年度第 1 回の環境審議会で、市民の意見を吸い上げた上でさらに具体的な案を示されるかと思うが、最終的に環境審議会で決定することになるのか。

⇒ご存知のとおり、環境審議会は本市の環境行政について審議する機関であり、市民の皆様の意見を踏まえたものを審議いただくが、意思決定は行政になるので、皆様の審議を踏まえた上で、最終的には行政で意思決定させていただく。

●決まるのはいつ頃か。

⇒羽島に建設中の次期ごみ処理施設の稼働が令和 9 年 4 月予定のため、それまでにごみ処理有料化を開始したいが、その前に、ごみ袋の流通や業者の決定、ごみ処理手数料に関する条例の議決なども必要になるので、それほど余裕がある訳ではない。ただ、スケジュールありきでもないもので、状況に応じて進めていきたいと思う。

●決まった後の市民説明を、時間をかけて丁寧にやっていただいた方がよいと思うので、スケジュールに余裕を持って進めるのがよいと思う。

●資料 1-2 の 1「(4) ごみ処理に要する経費」について、合計で 52.8 億円と記載されている。ごみ処理有料化を開始して、ごみ袋 50 円で売っても手数料収入が 5.7 億円で、経費の約 1 割に留まり少ないと思う。有料化は動機付けなので、もう少し強く出てもいいのではないかと思った。

●前提についての質問で、ごみ処理有料化(案)が示され、令和 9 年 4 月までに開始するということが、現時点でどこまでが確定していて、今後の市民や事業者からの意見聴取によってどこを変える余地があるのかを教えてほしい。

⇒これまでの環境審議会においても、ごみ処理有料化に関する議論の経緯についてお話ししているが、まず前提として、平成 24 年 10 月に、ごみ処理有料化制度の導入についての答申を環境審議会からいただき、その中で「ごみ処理有料化制度は、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」とのご意見をいただいた。その後、平成 26 年 3 月に、市議会から家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願が採択され、「市民の理解が得られるまで、家庭から出る普通ごみの無料収集を継続すること」、「雑がみ回収、プラスチック製容器包装の分別収集などの施策を強化すること」という内容であった。これを受けて、本市は雑がみ回収やプラスチック製容器包装の分別収集を強化するとともに、市民の皆様からの意見聴取を何度も行ってきた。そういった中で、先ほどご説明した理由で有料化を導入することを発表させていただいた。今回は、有料化制度の内容について議論いただき、ご意見を伺いたいと考えている。

●「次期ごみ処理施設の稼働時期を考慮し、令和 9 年 4 月までに」という具体的な実施時期の案が記載されているが、仮に、今後の市民や事業者からの意見聴取の中で、開始時期が早過ぎるという意見が多数を占める状況になった場合、これを遅らせる可能性は現時点であるか。

⇒例えば、コロナウイルスの蔓延など、思いも寄らないことが起きた場合には、当然状況が変わることもあるかと思うので、なかなかはっきり申し上げるのは難しい。

繰り返しになるが、令和 9 年 4 月というのは、一部事務組合として共同で運営している岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設の稼働時期のため、この時期が変わることは考えにくいかなと思う。

●有料化ありきで話が進んでいるので申し訳ないが、まだまだやれることがあると思う。

資料 4 の 13 頁の作戦 1「多様な資源ごみ回収を促進する」の中に、「③その他のごみの資源化の研究」と記載されているので、結果を教えてほしい。

また、「日本郵便株式会社が実施する『不要となった学生服を回収して、必要な方に安価に販売する実証実験』の周知に協力した」と記載されているが、日本では個人で購入する学用品が非常に多く、進学とともに使わなくなり、捨てるのはもったいない物も多いので、学用品の再利用についても検討していただきたい。

資料 1-2 の 4「(4) ごみ処理手数料の減免」について、自治会などのボランティア活動で発生したごみは有料化の対象にならないと思うが、育児や介護などに使用した紙おむつについても検討していただきたく、現時点での考えを教えてほしい。

⇒前半のお話は、ごみ減量・資源化指針アクションプラン年次報告書についてであり、後ほどお話しする。

ごみ処理手数料の減免についてだが、まず基本的な考え方として、ごみ処理有料化制度(案)は、先ほどお話しした環境審議会の答申の際にあり方として示されたものを踏襲し、それに地域コミュニティの支援という考え方を追加し、一部内容を具体化したもの。ごみ処理有料化は、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を求めるものであり、原則、その考え方の下、ごみ処理手数料の減免についても対象を考えている。ただし、一定の経済的負担が発生することから、資料に記載した生活保護受給世帯や、災害を受けた方の災害ごみについては減免したいと考えている。また、都市美化ごみや資源となるものは有料化の対象外にしようと考えている。より具体的なことについては、市民の皆様や審議会の意見を聴き、関係部署に確認を取りながら、検討していくことになると思う。

●先ほどお話があった家庭系ごみによる手数料収入 5.7 億円のほか、資料 1-3 の 49 頁に事業系ごみの手数料収入が 3.5 億円と記載されているので、手数料収入の合計は 9.2 億円となり、ごみ処理に要する経費 52.8 億円のうち 17.4%が手数料収入になるという理解でよろしいか。

⇒試算としてはそのようになる。

●有料化によって原価を差し引いても数億円の収入になると思うが、これをどのように使うのか。例えば、一般財源化してごみ処理費用に充当したり、特定財源化して環境美化の原資に使ったり、基金化して必要時に取り崩してごみの減量に活用したりという使い道があると思うが、市民聴取の際に、原資をどのように使うかも聴いてもらえるとよいかなと思う。

⇒先ほどの 9.2 億円は、ごみ処理手数料の金額であり、ごみ袋の金額と手数料の合計。ごみ袋代も含まれている。

ごみ処理手数料の使途については、ごみ処理費用に充当することも 1 つではあるが、例えば、資料 1-2 の 5 「(3) ごみ処理有料化に伴う併用施策」に記載された、ごみ減量・資源化を促進する施策としてのプラスチック製品の再商品化や、地域コミュニティへの支援に使いたいという思いもある。今後、市民の皆様との意見交換会や審議会で議論していきたいと思う。

●資料 1-2 の 2 「(1) ごみステーションの管理運営」について、岐阜市のごみステーションは約 2 万 7 千箇所、他の中核市の多くは 5 千～1 万箇所と記載されているが、これは人口当たりではなく、市としての総数か。

⇒その通り。

●資料 1-2 の 3 「(3) ごみ処理有料化の目的」に、「④地域コミュニティの支援」が記載されており、先ほどのごみ処理手数料の使途として、今後、ごみステーションの数に応じた補助金の試算をすることになると思うが、利便性の低下という点から、今の 2 万 7 千箇所から減らすのは難しいと思われる。この点について、どのようにお考えか。

⇒こちらについても、市民の皆様の意見を聴きながら進めていくことになるかなと思う。ステーションの数に応じて、あるいは、世帯数に応じての補助金など、様々な手法があると思うので、ご理解の得られる方法で行いたいと思う。

ごみステーションの管理については、資料 1-2 の 5 「(4) ステーション管理のルール化」がまさにこのお話で、2 万 7 千箇所というのはかなり多い数だと考えている。一方で、地域の皆様のごみス

テーションをしっかりと管理したいとか、高齢の方がなかなか持って行けないといった理由に対応した結果、このような数になっている状況である。

繰り返しになるが、少し数が多い状況であり、人員確保が困難であったり、気候変動の影響でこれだけの箇所を回るのが大変になるなど、ごみ収集の体制などを鑑みると、2万7千箇所を維持することは難しくなるだろうと考えている。そのため、ごみステーションの設置についてルール化し、2万7千箇所を統合していく方向で考える必要があるかなと思う。有料化と少し離れた話ではあるが、少し時間をかけ、市民の皆様と協議して進めていくことになると思う。

- 確かにごみ収集は大変かと思うが、今町内でたくさんのごみステーションがあるが、減らすということは、もう少し遠くへごみを捨てに行かなければならない訳か。

⇒必ずしもそうなるとは限らないかと思う。

ごみステーションの数や距離は地域によって異なり、例えば、昔からの経緯で、道が狭いため戸別収集しているところもあるが、他の地域から見ると少し不公平だということもあるようである。現在、ごみステーションの実態調査を行っているところだが、地域の土地柄や昔からの経緯などを全て検証、整理の上、地域の皆様と協議して進めていきたいと思っている。

- 今の話題と関連して、私の地域でも、自治会に加入している方々が使用のごみステーションと、個人的に独自で設けているものがある。

現在、自治会の会員は減少しており、6割を切っている。自治会に加入していても、活動に参加する方はかなり限定されてきているし、地域住民の繋がりが希薄になっていると思う。

ごみというのは、自治会だけでなく、人として必要なこと。自治会員を増やし、その繋がりと絆を育むために、ごみの有料化をきっかけに、ただごみを捨てるのではなく、お互いに助け合って、例えば、自分でごみを出せない高齢者の方に対して近所の方が手伝うとか、日頃のごみ出しを通じて地域住民の繋がりと絆を保てるような、ごみステーションの方式を考えていただけるとありがたい。

⇒今のご意見は、これまで私たちが市民の皆様の意見交換会でいただいたご意見をまさに総括していただいたようなお話であった。

今回のごみ処理有料化に伴い、地域コミュニティの支援というお話をさせていただいているが、これはごみステーションを管理する自治会の皆様の負担軽減や、ごみ処理に係る地域での諸課題の解決に向けて実施したいという思いによるもの。この支援策を実施することで、自治会加入をメリットとして考えていただいたり、自治会や地域活動に目を向け、自治会加入を促すきっかけになればという思いもあるので、このような観点でも進めていきたいと思う。

- 私もかつて自治会長を務めたこともあり、同じような問題意識を持っている。ごみの有料化は、自治会の組織を再構築する良いチャンスだと思うし、そのようなきっかけ作りになればいいと思う。

1つの方法として、例えば、スーパーやコンビニで販売するごみ袋を、自治会でも販売し、自治会で購入すれば少し安くなるということであれば、自治会の加入率を増やす方法になるのではないかと思う。そういったことも提案し、市民の意見を吸い上げていただけたらいいかなと思う。

- 資料 1-3 の 40 頁に「②有料化の効果で 12%減量すると」と記載されているが、この根拠が 26 頁に記載の「平均して 12.6%減量しています」だと思うので、40 頁の記載部分に 26 頁を参照など、何かしら補足した方が分かりやすいと思う。

＜報告事項(1) ごみ処理有料化制度についての意見募集について＞

- 2 月 3 日から意見募集することについて、市民の皆様にはいつからお伝えできるか。
⇒パブリックコメントを実施することはすでにお知らせしているが、この案を確認できるようになるのが 2 月 3 日からである。
- パブリックコメントの際に、資料 1-3 のごみ処理有料化制度(案)は閲覧できるようになるか。
⇒その通り。
- 今回の環境審議会での意見は反映されるか。
⇒今回の環境審議会の資料と同じものをパブリックコメントで公表する。
今回の意見については、今後さらに案をまとめていく際に反映したいと思う。
- 次回の環境審議会では、パブリックコメントの意見集約もされず、特に進捗がないまま議論を進めることになるか。
⇒ごみ処理有料化制度(案)は、かなりボリュームがあるので、改めて時間をかけてご覧いただき、次回の環境審議会でご意見をいただければと思っている。
- 4 月に開催予定の環境審議会で、パブリックコメントの結果と、これまでの環境審議会での意見を踏まえて最終案となるということか。
⇒その通り。
- 基本的には本日の資料を次回の環境審議会でも使われるということか。
⇒その予定である。

＜報告事項(2) ごみ処理有料化制度についての意見交換会の開催について＞

- コミュニティセンターがない地区は、市役所まで来なければならないということか。公民館ではやらないのか。
⇒今回の意見交換会は、コミュニティセンターまたは市庁舎で開催するが、どの場所に参加していただいてもよい。
- 今は、町内でも、若い人や会社からごみを出さないから町内会に入らなくていいよねと言われる。それは違うとお伝えしても、自治会の加入は徐々に減っている。ごみと言うのは、自治会に 1 番関わりがあるので、公民館での開催も検討していただきたい。
⇒今回はこのような形で実施するが、今後、制度の説明等をする際には、いただいたご意見も検討しながら行っていく。

＜報告事項(3) ごみ減量・資源化指針アクションプランの点検結果について＞

・事務局からの説明に加え、先ほど質問があった内容について補足。

⇒資料4の13頁の作戦1「多様な資源ごみ回収を促進する」について、資源化手法を検討するためのごみの排出状況の調査を行っている。実施に向けた具体的な取り組み①～⑤のうち、令和5年度は、①剪定枝や刈草の資源化の研究と、④古着や古布の資源化の研究を実施し、その取り組みの成果は資料に記載のとおり。①については、業者に聞き取りを行った。④については、資源分別回収などで回収する古着の一定レベルでの排出について周知を行った。また、日本郵便が岐阜市内の高校で不要となった学生服の回収の実証実験をするということで、市ホームページに掲載し、回収の呼びかけの協力を行った。これについては、今年度、販売に取り組みられ、その成果を基に研究をしているということである。

●剪定枝の資源化の研究について聞き取りを行ったとのことだが、資源化に向けた具体的なお話が聞けたのか、どういったことを聞き取れたのか教えてほしい。

⇒剪定枝は一般廃棄物になるため、一般廃棄物の処分業者に岐阜市が許可を出している。その処分業者の処理能力を把握し、市民から排出される潜在的な剪定枝の量と比較してどの程度まで処理できるか聞き取った。聞き取りの内容を受け、今後さらに研究していきたいと思う。

●先ほどご説明があった資料1-2の5「(3)ごみ処理有料化に伴う併用施策」にも、「家庭系剪定枝の資源化」が記載されているが、資源化するための具体的なことは考えているか。

⇒剪定枝は、一般廃棄物の処分業者において、資源化を目的とした処分がされている。例えば、細かく碎いて出荷して、バイオマス燃料の原材料になるなど、そのような資源化がされている。

●資料4の7頁に記載されている「ステンレス製ストロー」というのは、どういうものか。

⇒ステンレスで作られたストローのことで、洗って再利用できるようにされているもの。多くの方がプラスチックのストローに慣れていると思うが、ステンレスや紙など、プラスチック以外の資源の使用が検討されているうちの1つである。